

紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るため、公共施設の木造化・木質化等により、モデル的な公共施設の整備を行う市町村に対して、紀の国森づくり基金を活用し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 紀州材 和歌山県内の森林で生産され、和歌山県内で製材加工された木材及び木材加工品であって、紀州材認証システム実施要綱（平成22年4月1日制定）第2条第6項に規定する紀州材証明書による証明を受けたものをいう。
- (2) 公共施設 次に掲げる施設であって、公共の用に供するものをいう。
 - ア 学校施設（幼稚園、小学校、中学校等）
 - イ 社会福祉施設（保育所等）
 - ウ 医療施設（病院、診療所等）
 - エ 運動施設（体育館、水泳場等）
 - オ 社会教育施設（図書館、博物館、記念館、公民館等）
 - カ その他公共施設（庁舎、集会場、公園の休憩所等）
- (3) 木造化 建築物の新築、増築又は改築に当たり、木材を構造部材として使用することをいう。
- (4) 公共施設の木造化 公共施設について、紀州材を主な構造部材として使用し、木造化を行うことをいう。
- (5) 木質化 建築物の新築、増築、改築又は改修に当たり、木材を内装材又は外装材として使用することをいう。
- (6) 公共施設の木質化 公共施設について、次に掲げる要件のいずれかに該当する木質化を行うことをいう。
 - ア 公共施設の木造化を行う場合において、紀州材を主な内装材又は外装材として使用して公共施設の木質化を行うこと。
 - イ 公共施設の改修を行う場合において、紀州材を内装材又は外装材として使用して公共施設の木質化を行うこと。
- (7) 木製品整備 紀州材を素材として使用した木製品により、公共施設の設備整備を行うことをいう。
- (8) 紀州材土中杭 県内の森林で生産された木材から作られた地盤を改良するための杭であって、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月林野庁制定）に基づく方法により、合法的に伐採された木材のみを原料としていることが証明されるものをいう。
- (9) 紀州材地盤改良 紀州材土中杭を用いて地盤改良を行う工事をいう。
- (10) モデル的な公共施設 公共施設の木造化、公共施設の木質化、木製品整備又は紀州材地盤改良が行われた公共施設であって、森林の適正な整備に繋がるとともに、地球温暖化防止へ貢献する等の木材利用の意義を広く県民に広報するにふさわしいものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市町村が県内においてモデル的な公共施設を整備することを目的として実施する、次に掲げる事業とする。

- (1) 公共施設の木造化を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に定める建築物の構造に関する基準に照らし木造化が困難であると知事が認める公共施設の新築、増築又は改築を行う場合（次号及び第7条において、「法令等により木造化が困難な場合」という。）にあつては、紀州

材を構造部材として使用し、当該公共施設を木造の部分と木造以外の部分とを有する構造（以下「混構造」という。）とする事業を含む。）

(2) 公共施設の木質化を行う事業（法令等により木造化が困難な場合にあつては、その公共施設を混構造又は木造以外の構造とする新築、増築又は改築に併せて、当該公共施設の内装材又は外装材の一部又は全部に紀州材を使用し、木質化する事業を含む。）

(3) 木製品整備を行う事業

(4) 紀州材地盤改良を行う事業

（補助対象経費等）

第4条 補助対象事業における補助金の交付の対象経費、上限単価、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助事業の種類	対象経費	上限単価	補助率	補助限度額
公共施設の木造化を行う事業	紀州材の購入に要する経費	(1) 構造材等の部材ごとに1立方メートル当たり200千円 (2) 内装材又は外装材の部材ごとに1平方メートル当たり50千円	補助対象経費に係る自己負担分の1/2以内	補助事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）1者当たり15,000千円。ただし、木製品整備に係る補助額は、1事業主体当たり10,000千円を上限とする。また、紀州材地盤改良に係る補助額は、1事業主体当たり3,000千円を上限とする。
公共施設の木質化を行う事業		内装材又は外装材の部材ごとに1平方メートル当たり50千円		
木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業を除く。）		家具等の部材ごとに1平方メートル当たり50千円		
木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業に限る。）	木製品整備に要する経費	1製品当たり1,000千円。ただし、第2条第2号アに掲げる学校施設における学習用机及び椅子の整備の場合は、当該机及び椅子1組につき20千円		
紀州材地盤改良を行う事業	紀州材土中杭の購入に要する経費	紀州材土中杭1立方メートル当たり33千円		

2 補助対象経費は、購入した木材等の運搬、設置のための施工その他の作業に要する経費を除いた費用とする。

3 上限単価の額には、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。

4 補助対象経費の金額は、算出基礎額（補助対象経費に係る設計額をいう。ただし、部材又は製品（以下「補助対象物」という。）ごとの単価の上限は、第1項に定める上限単価とする。）に、総事業費の当初の予定価格に対する実際の契約額の割合を乗じて得た額（事業の実施に係る契約が締結されていない場合にあつては、算出基礎額）とする。

（事前協議）

第5条 事業主体は、この補助金の交付を申請する前に、あらかじめその事業計画について知事に協議しなければならないものとする。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実施計画書	別記第1号様式	1部	知事が別に定める。
収支予算書	別記第2号様式		
補助対象経費算出書	別記第3号様式		
脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づく市町村方針の写し			
事業の実施の確実性が判断できる書類			

2 前項に規定する様式に加え、次の表の左欄に掲げる事業の種類に係る補助金等交付申請書には、当該事業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

事業の種類	書類
公共施設の木造化を行う事業	設計書の写し
	設計図面（位置図、平面図、立面図、対象部位の設計図面又は製品図面と製品仕様書）の写し
公共施設の木質化を行う事業	契約書の写し（契約済みの場合）
木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業を除く。）	建築基準法第6条第1項の規定による建築の確認又は第15条第1項の規定による届出が必要なものにあつては、同法第6条第1項の申請書（第1面から第5面まで。次項及び第10条において「建築確認申請書等」という。）及び確認済証の写し又は同法第15条第1項の規定による届出に係る建築工事届（第1面から第3面まで）の写し。ただし、行政機関の受理印がない建築工事届にあつては、建築工事届が当該行政機関に受理されたことを証明する書類を添付すること。
紀州材地盤改良を行う事業	
木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業に限る。）	見積書の写し
	製品図面の写し及び製品仕様書の写し

3 この補助金の交付の申請時に前項に掲げる建築の確認又は届出が行われていない場合にあつては、前項の建築確認申請書等及び確認済証の写し又は建築工事届の写しは、規則第13条の規定による実績報告の時までに提出しなければならないものとする。

4 補助金の交付の申請は、知事が別に定める期間内に行わなければならないものとする。

（補助事業の条件）

第7条 この補助事業を実施する場合は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業 当該事業を実施する場合には、当該施設の内外装の木質化を併せて行うこと。ただし、法令等により当該施設の内外装の木質化が不可能と知事が認める場合にあつては、この限りでない。
- (2) 第3条第2号に掲げる事業 公共施設の新築、増築、又は改築を行うに当たり、法令等により木造化が困難な場合に該当することにより、木造以外の構造での新築、増築又は改築に伴って、当該施設の内外装の全部又は一部に紀州材を使用し木質化する場合には、当該事業の補助対象面積が150㎡以上となるものであること。
- (3) 第3条第3号に掲げる事業 当該事業に要した補助対象経費が1,000千円以上となるものであること。ただし、第3条第1号又は第2号に掲げる事業と併せて実施する場合にあつては、この限りでない。
- (4) 第3条第4号に掲げる事業 当該事業を実施する場合には、第3条第1号に掲げる事業と併せて行うものであること。

2 事業主体は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書を提出するまでに、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、市町村方針を定めておかなければならない。

（交付条件）

第8条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事は、この補助金の趣旨を広く県民に周知することを目的として、必要に応じ、事業主体が実施した補助事業の内容に係る情報について、提供を求めるとともにその一部又は全部を公表する場合があること。
- (2) この補助金は、国又は地方自治体が交付する木材の利用を補助の条件とした補助金等について、同一補助対象物に対し重複して交付を受けることはできないものであること。
- (3) 事業主体は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条の規定により譲与された森林環境譲与税を同一補助対象物の財源（森林環境譲与税を基金等に積み立て、当該基

金等を取り崩してその財源の一部とする場合及び当該基金等の運用から生じた収益であって、当該基金等に積み立てられたものについて、当該基金等から取り崩してその財源の一部とする場合を含む。)に充てることはできないものであること。

(4) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 次に掲げる補助事業の内容の変更をしようとする場合

(ア) 補助事業の種類の変更

(イ) 補助対象事業費に係る自己負担割合の変更

イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(5) 補助金の交付申請後の補助事業の追加は、認めないものであること。

(6) 補助金の交付申請後の補助金の増額は、認めないものであること。

(7) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(8) 事業主体は、補助事業を実施し、モデル的な公共施設の整備を完了した場合は、次に掲げる事項を記載した看板を当該モデル的な公共施設又はその敷地内の見やすい場所に設置するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により広く県民に周知すること。

ア この補助金の財源が、紀の国森づくり基金条例（平成17年和歌山県条例第139号）第1条に規定する紀の国森づくり基金である旨

イ 紀州材の利用により得られた、森林の適正な整備等の促進及び地球環境への貢献に関する効果

ウ 公共施設の木造化、木質化、紀州材地盤改良のいずれかの事業を実施した場合は、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン（令和3年10月1日林野庁制定）の3の（1）に規定する計算式により算出した炭素貯蔵量

(9) 事業主体が前号の看板設置を行う時期は、補助対象事業が完了した時以降知事が別に指示する日までの間とすること。

(10) 事業主体が第7号のインターネットの利用その他の適切な方法により周知を行う時期は、補助対象事業により整備された施設の供用を開始する時以降別に知事が指示する日までの間とすること。

(11) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(12) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間又はこれに準ずるものと認められる期間内において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(13) 前号の規定により知事の承認を得て第10号の財産を処分することにより、収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(14) 補助対象事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（事業の変更等）

第9条 前条第3号アの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更交付を伴うものにあつては、変更承認申請書の提出に代えて、補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に次の表に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

書類	様式	提出部数
事業変更計画書	別記第1号様式	1部
変更収支予算書	別記第2号様式	
事業内容又は事業経費の内訳を明らかにする書類		

2 前条第3号イの規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業実績報告書の添付書類の様式等)

第10条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績報告書	別記第7号様式	1部	補助対象事業完了後1か月以内又は当該年度3月31日（その日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日前において最も近い休日でない日とする。）のいずれか早い日
収支決算書	別記第8号様式		
補助対象経費算出書	別記第3号様式		

2 前項に規定する様式に加え、次の表の左欄に掲げる事業の種類に係る補助事業等実績報告書には、当該事業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

事業の種類	書類
公共施設の木造化を行う事業	設計書の写し
	設計図面（位置図、平面図、立面図、対象部位の設計図面又は製品図面と製品仕様書）の写し
	契約書の写し
公共施設の木質化を行う事業	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築の確認又は第15条第1項の規定による届出が必要なものにあつては、建築確認申請書等及び確認済証の写し又は同法第15条第1項の規定による届出に係る建築工事届（第1面から第3面まで）の写し。ただし、行政機関の受理印がない建築工事届にあつては、建築工事届が当該行政機関に受理されたことを証明する書類を添付すること。
木製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業を除く。）	紀州材地盤改良に係る工事にあつては、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく方法により、県内の森林で生産された合法木材であることを証明する証明書。公共施設の木造化、木質化及び木製品整備にあつては、紀州材認証システム実施要綱第2条第6項に定める紀州材証明書の写し
紀州材地盤改良を行う事業	写真（紀州材地盤改良に係る工事にあつては、紀州材土中杭の数及び施工状況がわかる写真。公共施設の木造化、木質化にあつては、補助対象部分の完成及び周知のための看板設置の状況がわかる写真。木製品整備にあつては、木製品整備の完了及び周知のための看板設置の状況がわかる写真）
製品整備を行う事業（完成した木製品を購入して行う事業に限る。）	契約書の写し
	納品伝票の写し
	請求書の写し
	製品図面の写し及び製品仕様書の写し
	紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書の写し
	完成写真等の資料（木製品整備の完了及び広報のための看板設置の状況がわかる写真）

3 前項の建築確認申請書等及び確認済証の写し又は建築工事届の写しについては、規則第4条の規定による補助金等交付申請書の提出の際等に既に提出し、かつ、その内容に変更がない場合は提出を要しないものとする。

(事業の着手及び完了)

第11条 補助対象事業の着手は、原則として補助金の交付決定を受けてから行うものとする。

2 補助対象事業を実施した市町村は、補助対象事業が完了したときは、速やかに完了届（別記第10号様式）を提出するものとする。

(交付決定前の着手)

第12条 やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、交付決定前着手届（別記第10号様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(現地調査等)

第13条 事業主体が公共施設の木造化を行う事業又は地盤改良事業を実施した場合、知事は、規則第14条に規定する現地調査等を実施し、規則第13条の規定により報告された補助事業等の成果が補助金の交付

決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査するものとする。

2 事業主体は、前項の現地調査等に協力しなければならない。

(書類の経由)

第14条 規則及びこの要綱に基づき提出する書類は、補助対象事業を実施する者の所在地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 6 条、第 9 条関係）

紀州材公共施設木造木質化モデル事業（変更）実施計画書

- 1 事業主体名
- 2 事業実施場所
- 3 施設名
- 4 施設概要

構造・階数		延べ床面積	m ²
-------	--	-------	----------------

5 事業費

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金額	円

6 補助金額の算出 単位：円

事業の種類	①総事業費 (契約額又は 見積額)	②補助対象経 費（千円未満 切り捨て）	財源内訳（※本事業補助金を受給しな い場合の財源の内訳を記入すること。）		⑤補助金額 (④×1/2、千 円未満切り捨 て)
			③他の補助金	④自己資金 (②－③)	
計					

7 財源に関する誓約 (※誓約する場合は、チェックボックスにチェックを入れること。)

本事業の財源については、次のいずれにも該当していないことを誓約するとともに、もし、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに知事にその旨を報告し、本事業に係る補助金の交付の申請の取下げ、返還等を行うことを誓約します。 (1) 木材の利用を補助の条件とした補助金等について、同一補助対象物に対する重複受給を受けていないこと (第 8 条第 2 号の規定に該当しないことをいう。) (2) 森林環境譲与税を同一補助対象物の財源の一部としないこと (第 8 条第 3 号の規定に該当しないことをいう。)	☐
--	--------------------------

8 事業内容

公共施設の木造化、公共施設の木質化、紀州材地盤改良工事		木製品整備	
① 公共施設の木造化	m ³	① 学習机・椅子	セット (m ³)
② 公共施設の木質化	m ² 、 (m ³)	② 木製品の名称及び数量を記載	(m ³)
③ 紀州材地盤改良	m ³		
紀州材使用量計		m ³	

9 工期等

公共施設の木造化、公共施設の木質化、紀州材地盤改良	木製品整備
契約工期 着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日 紀州材地盤改良に係る 着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日 木造化・木質化に係る 着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日	【購入による場合】 購入（予定） 年 月 日 設置完了（予定） 年 月 日 【請負現地施工の場合】 契約工期 着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日 木製品整備に係る 着工（予定） 年 月 日 完了（予定） 年 月 日

注）変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

1 0 補助対象事業完了予定日 年 月 日

収支予算書（変更収支予算書）

収入の部 単位：円

区 分	予 算 額	備 考
計		

- 【注】
- 1）他の補助金を受給する場合にあつては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。
 - 2）変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

支出の部 単位：円

区 分	予 算 額	備 考
計		

- 【注】
- 1）他の補助金を受給する場合にあつては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。
 - 2）変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

補助対象経費算出書

1 補助対象経費の算出

項目	①算出基礎額（円）	②予定価格に対する 契約額の割合（％）	③補助対象経費（①×②÷100） （円）※千円未満切り捨て
計			

【備考】②については、次式により算出するものとする。

予定価格に対する契約額の割合（％）（小数点以下第3位四捨五入）＝契約額（消費税抜き額）
÷予定価格（消費税抜き額）×100

ただし事業に関する契約が結ばれていない場合にあっては、②を100％として補助対象経費を算出する。

2 算出基礎額の算出

(1) 算出基礎額

単位：円

①紀州材土中杭に係る算出基礎額	
②内外装材、構造材等に係る算出基礎額	
③木製品に係る算出基礎額	
④消費税相当額	
算出基礎額の合計（①＋②＋③＋④）	

(2) 紀州材土中杭に係る算出基礎額

部材又は製品 の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

(3) 内外装材、構造材等に係る算出基礎額

部材又は製品 の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

(4) 木製品に係る算出基礎額

部材又は製品 の名称	規格	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
計						

本様式に記載しきれない場合等は、別紙とすること。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

紀州材公共施設木造木質化モデル事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度紀州材公共施設
木造木質化モデル事業補助金の交付に係る事業については、下記のとおり計画変更したいので、紀州材
公共施設木造木質化モデル事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 計画変更の理由
- 3 計画変更の内容

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度紀州材公共施設木造木質化モデル事業について、下記のとおり計画を変更して実施したいので、補助金を 円に変更交付されたく、紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額

変更後の交付申請額	金	円
変更前の交付申請額	金	円（既交付決定額 金 円）
増減額	金	円

2 事業変更の理由

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

紀州材公共施設木造木質化モデル事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度紀州材公共施設
木造木質化モデル事業補助金の交付に係る事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、紀
州材公共施設木造木質化モデル事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

中止（廃止）の理由

紀州材公共施設木造木質化モデル事業実績報告書

- 1 事業主体名
2 事業実施場所
3 施設名
4 施設概要

構造・階数		延べ床面積	m ²
-------	--	-------	----------------

5 事業費

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金額	円

6 補助金額の算出 単位：円

事業の種類	①総事業費 （契約額又は 購入額）	②補助対象経 費（千円未満 切り捨て）	財源内訳（※本事業補助金を受給しな い場合の財源の内訳を記入すること。）		⑤補助金額 （④×1/2、千 円未満切り捨 て）
			③他の補助金	④自己資金 （②－③）	
計					

7 財源に関する誓約（※誓約する場合は、チェックボックスにチェックを入れること。）

本事業の財源については、次のいずれにも該当していないことを誓約するとともに、もし、次のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに知事にこの旨を報告し、本事業に係る補助金の返還等を行うことを誓約します。 (1) 木材の利用を補助の条件とした補助金等について、同一補助対象物に対する重複受給を受けていないこと（第 8 条第 2 号の規定に該当しないことをいう。） (2) 森林環境譲与税を同一補助対象物の財源の一部としないこと（第 8 条第 3 号の規定に該当しないことをいう。）	☐
--	--------------------------

8 事業内容

公共施設の木造化、公共施設の木質化、紀州材地盤改良		木製品整備	
① 公共施設の木造化	m ³	① 学習机・椅子	セット (m ³)
② 公共施設の木質化	m ² 、 (m ³)	② 木製品の名称及び数量を記載	(m ³)
③ 紀州材地盤改良	m ³		
紀州材使用量計		m ³	

9 工期等

公共施設の木造化、公共施設の木質化、紀州材地盤改良	木製品整備
契約工期 着工 年 月 日 完了 年 月 日 紀州材地盤改良に係る 着工 年 月 日 完了 年 月 日 木造化・木質化に係る 着工 年 月 日 完了 年 月 日	【購入による場合】 購入 年 月 日 設置完了 年 月 日 【請負現地施工の場合】 契約工期 着工 年 月 日 完了 年 月 日 木製品整備に係る 着工 年 月 日 完了 年 月 日

注) 変更の場合は、現行を上段に赤字で、変更後を下段に黒字で記入すること。

10 補助対象事業完了日 年 月 日

収支決算書

収入の部 単位：円

区 分	決 算 額	備 考
計		

【注】
他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。

支出の部 単位：円

区 分	決 算 額	備 考
計		

【注】
他の補助金を受給する場合にあっては、備考欄に補助金名及び事業名等を記載すること。

別記第 9 号様式（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

紀州材公共施設木造木質化モデル事業完了届

年度における下記の事業を完了したので、紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき届出します。

記

事業の種類	
施 設 名	
【紀州材地盤改良】	
紀州材地盤改良に係る	
着手	年 月 日
完了	年 月 日
【公共施設の木造化・木質化】	
木造化・木質化に係る	
着手	年 月 日
完了	年 月 日
【木製品整備】	
(購入)	
製品の購入	年 月 日
木製品の設置完了	年 月 日
(請負現地施工)	
木製品整備に係る	
着手	年 月 日
完了	年 月 日
【補助対象事業完了日】	年 月 日

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名

紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金の交付を申請した事業について、下記に掲げる条件を了承のうえ、別紙のとおり当該補助金の交付の決定前に着手したいので、紀州材公共施設木造木質化モデル事業補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。

記

事業の種類	施設名	着手予定	備考
		年 月 日	

- 1 交付決定前に着手する理由
- 2 着手条件
- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- (2) 補助金の不交付の決定又は補助金の交付の決定を受けた補助金額が交付申請額に満たない場合においても、異議がないこと。
- (3) 事業は、補助金の交付申請時の事業計画により実施するものとし、補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に計画変更は行わないこと。